



国保だより

3 すべての人に
健康と福祉を



～国民健康保険に関する手続きについて～

◎国民健康保険等の手続きが必要な人

国民健康保険は、74歳までの人で社会保険（健康保険、共済・船員保険も含む）の被保険者およびその被扶養者を除く、すべての人が加入する制度です。退職などの理由で社会保険に加入していない人は、国民健康保険または健康保険任意継続制度に加入する必要がありますので、14日以内に手続きをしましょう。

- ※手続きの際、退職した人の場合には、①社会保険を脱退した証明書（資格喪失証明書・離職票など）
- ②マイナンバー（個人番号）が分かるものが必要です。

国民健康保険の加入は、社会保険の資格を喪失した日（退職の場合は退職日の翌日）以降での手続きとなりますので、注意してください。

◎社会保険などに加入したため、国民健康保険から脱退する人

社会保険などに加入した人は、国民健康保険の資格喪失の手続きが必要です。忘れずに手続きをしましょう。

- ※手続きの際、社会保険に加入した人の場合には、①社会保険の資格確認書または資格情報のお知らせ②国民健康保険被保険者証、資格確認書または資格情報のお知らせが必要です。

☆届出について、来庁が困難な人は郵送等の対応をしますので、相談してください。

～令和7年度に係る所得の申告について～

令和6年1月～12月の所得は、国民健康保険税の算定および所得に応じた減額措置等の資料となるため、国民健康保険の被保険者の人は申告が必要となります。所得がなかった場合にも、その旨を申告いただきます。なお、申告内容によっては、確定申告や町県民税申告が必要な場合があります。

問合せ先 住民課 ☎ 35-5368

戸籍に振り仮名が記載されます！（PART 1（全3回））

今回は、戸籍に振り仮名が記載されるまでの流れをお知らせします！

～戸籍に振り仮名が記載されるまで～

①5月26日 戸籍法が改正されます

この法律の改正により、戸籍に振り仮名が記載されます。

②8月末頃までに、記載される予定の振り仮名の通知が届きます

本籍のある市区町村より、記載される予定の振り仮名の通知が届きます。

- ・振り仮名が通知どおりの場合→届出等は不要です。
- ・通知に記載の振り仮名が誤っていた場合→本籍地へ正しい振り仮名の届出をしてください。※マイナポータルでの申請も可能です。

③（通知の内容が誤りの場合）本籍地の市区町村へ振り仮名に関する届出をしてください

通知に記載の振り仮名が誤っていた場合のみ、本籍地へ正しい振り仮名を届け出てください。

- ・氏が誤っていた場合→戸籍の筆頭者
- ・名が誤っていた場合→誤っていた名の本人が届出をすることができます。

④令和8年5月頃 戸籍に振り仮名が記載されます

戸籍法の改正から1年後の令和8年5月頃、届出した人はその届出どおりに、届出なかった人についてはその通知どおりに、戸籍に振り仮名が記載されます。

通知に書いてある
振り仮名が合っていたら、
届出はしなくても
良いんだね！



問合せ先 住民課 ☎ 35-5368